

事業報告書

第 59 期 （ 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで ）

沖縄県信用保証協会

目 次

1. 業務報告書.....	1 頁
2. 収支計算書.....	66
3. 貸借対照表.....	67
4. 財産目録.....	68

1. 業務報告書（令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）

(1) 事業概況

① 事業方針

沖縄県信用保証協会は、公共性や社会的責任を認識し、中小企業者の特性・将来性等を踏まえた適切な支援を行っていく。今後も信用保証機能、金融調整機能を活用し、地域の中小企業者から選ばれる公的支援機関を目指し、各支援機関と連携した金融支援、経営支援等による中小企業の発展に貢献していく。ついては、これら各種支援の迅速且つ適切な対応に努めるべく、令和3年度事業計画を策定した。

なお、事業計画数値は以下のとおりである。

【令和3年度事業計画数値】（単位：百万円）

項 目	金 額
保 証 承 諾	102,569
保 証 債 務 残 高	297,518
保 証 債 務 平 均 残 高	291,808
代位弁済額（元利）	4,500
実 際 回 収	1,400
求 償 権 残 高	861
基 本 財 産	12,843

② 経済金融情勢

令和3年度の国内経済は、「新型コロナウイルス感染症（以下「当該感染症」という。）」の影響から、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令と解除、経済活動の制限と緩和等が繰り返されたものの、景気は緩やかに持ち直しの動きがあった。

沖縄県経済は昨年同様、当該感染症の影響による行動制限等により、全体として厳しい状況となった。

観光関連は、入域観光客数が327万4,300人（前年比26.8%増、+69万700人）となり国内客は増加したものの、インバウンドは水際対策措置の継続から昨年を引き続き0人となった。個人消費は、人の移動制限や外出自粛等により一時後退したものの、持ち直しの動きがあった。建設関連は、国、県発注の公共工事が底堅く推移し、

設備投資及び住宅投資が下げ止まりの動きとなった。雇用は、完全失業率が3.6%と前年比で横這い、有効求人倍率は0.83倍と前年比で0.04ポイント増加したものの、2年連続で1倍を下回る状況であった。

③ 業 績

令和3年度の事業実績は次のとおりである。

【令和3年度事業実績数値】

(単位：百万円、%)

項 目	実 績	対前年度比	
		対計画比	対前年度比
保 証 承 諾	67,513	65.8	27.2
保 証 債 務 残 高	300,516	101.0	104.9
保証債務平均残高	299,294	102.6	132.7
代位弁済額（元利）	1,882	41.8	75.8
実 際 回 収	1,316	94.0	114.0
求 償 権 残 高	1,110	128.9	309.8
収 支 差 額	1,094	837.8	—
基 本 財 産	13,331	103.8	104.3

ア 保証承諾

保証承諾は、昨年度に資金需要が急増したコロナ関連保証の反動減により、対前年度比27.2%、675億1,334万円となった。

イ 保証債務残高

保証債務残高は、前述の各種保証承諾及び条件変更による据置期間の延長等により、対前年度比104.9%、3,005億1,609万円と4期連続で前年度実績を上回った。

ウ 代位弁済

代位弁済は、伴走型支援資金、中小企業セーフティネット資金等の活用及び条件変更の効果等から、代位弁済は対前年度比75.8%、18億8,181万円となった。

エ 回収状況

求償権の回収は、早期に個々の求償権の現況把握と回収可能性の見極めによる効率的な管理・回収により、対前年度比114.0%、13億1,573万円となった。

オ 収支状況

収入では、コロナ関連保証を中心とした保証債務残高の高止まりから、保証料が対前年比134.4%、29億1,698万円と大幅に増加し、昨年度繰入した責任準備金の戻入が対前年比228.5%、17億2,664万円となった。

支出では、信用保険料が対前年比111.7%、13億4,112万円、責任準備金繰入が対前年比104.7%、18億814万円と増加したが、代位弁済の減少による求償権償却が対前年比41.9%、10億3,762万円となったことから、当期収支差額は10億9,356万円となった。

カ 基本財産等

当期収支差額10億9,356万円のうち、基金準備金に5億5,356万円、収支差額変動準備金に5億4,000万円の繰入を行い、基本財産は対前年比104.3%、133億3,085万円と増加した。

④ 事業の展望

令和4年度の国内景気の先行きは、ワクチン接種の進展による感染拡大防止と「成長と分配の好循環」、「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする社会経済活動の再開や継続により、景気を押し上げると期待される。しかし、今般のロシアによるウクライナ侵攻が長期化することが予測され、資源価格等の上昇、コスト高による企業収益の悪化等から、国内景気を下振れさせる可能性があり注視する必要がある。

県内景気は、沖縄県が講ずる当該感染症対策に係る経済対策基本方針の推進や、社会経済活動レベルの段階的引き上げ等が景気回復への足掛かりとなり、観光関連を中心に宿泊業や飲食業等への波及効果及び消費マインドの回復等により、徐々に持ち直しに向かうことが期待される。

当協会においては、当該感染症により影響が生じている中小企業者の金融支援、経営支援、再生支援を最優先課題と位置付け、その実情に応じた必要な対応を適切且つ迅速に講じるよう全力を挙げて取り組む。

また、中小企業及び金融機関の利便性向上並びに協会業務の効率化等の観点から、保証業務の電子化を積極的に取組んでいく。

今後も多様なニーズに的確に対応するよう尽力し、地域の中小企業者から選ばれ、金融機関や他の支援機関から頼られる地域に根差した公的支援機関を目指すべく、各支援機関とも連携し中小企業の発展に努めたい。

(2) 庶 務

月	日	記 事
R3.	4. 1	(就任) 監事 安次嶺 文男 (就任) 監事 平良 珠代 (就任) 監事 真栄城 守
R3.	4. 5	業務方法書の一部変更についての認可（沖縄県指令商第133号）
R3.	4. 15	令和3年度経営計画書及び中期事業計画（令和3年度～5年度）を県及び主務官庁へ提出
R3.	5. 19	第27回監事会 第1号議案：令和2年度事業報告書（業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録）の監査結果を理事会に報告することについて
R3.	5. 28	第234回理事会 第1号議案：令和2年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について
R3.	5. 28	第58期事業報告書を県及び主務官庁へ提出
R3.	6. 19	(就任) 理事 島袋 武 (就任) 理事 米須 義明
R3.	6. 22	(就任) 理事 山城 正保
R3.	6. 24	(辞任) 理事 上地 英由 (就任) 理事 新城 一史
R3.	6. 30	(退任) 理事 町田 優
R3.	7. 1	(就任) 理事 岩井 健一
R3.	7. 1	第235回理事会 第1号議案：会長の互選について
R3.	7. 30	外部評価委員会報告書受領
R3.	8. 11	業務方法書の一部変更申請 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」施行に伴う業務方法書の一部変更申請
R3.	8. 19	業務方法書の一部変更についての認可（沖縄県指令商第327号）
R3.	8. 27	(辞任) 理事 外間 守吉
R3.	10. 20	(就任) 理事 宮城 功光
R4.	1. 21	第236回理事会 第1号議案：協会の常勤役員が事故ある場合に備えて会長があらかじめ代決できる理事を指定する件について
R4.	2. 10	(退任) 監事 平良 珠代
R4.	3. 10	第28回監事会 第1号議案：令和4年度 監事監査の監査方針及び監事監査計画の策定について
R4.	3. 28	第237回理事会 第1号議案：令和4年度経営計画について 第2号議案：業務運営規程の一部改正について
R4.	3. 29	業務方法書の一部変更申請 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律」施行及び「信用保証協会の会計基準の見直し」による信用保証協会施行規則改正に伴う業務方法書の一部変更申請
R4.	3. 31	(退任) 理事 嘉数 登 (辞任) 監事 真栄城 守
R4.	3. 31	中部分室、連絡所（北部、宮古、八重山）を廃止、本所へ統合

(3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
12 (9)	2 (1)	61	75 (10)

(注) () 内は非常勤

口 役 員

役 職 名	氏 名	現職就任年月日	備 考
会 長	岩 井 健 一	令和 3 年 7 月 1 日	常勤
専務理事	屋比久 盛 敏	令和元年 7 月 1 日	常勤
常務理事	與那嶺 清 志	令和 2 年 4 月 1 日	常勤
理 事	嘉 数 登	平成31年 4 月 1 日	非常勤（沖縄県商工労働部長）
”	城 間 幹 子	令和 3 年 3 月 1 日	非常勤（那覇市長（沖縄県市長会））
”	宮 城 功 光	令和 3 年10月20日	非常勤（大宜味村長（沖縄県町村会））
”	川 上 康	令和 2 年 4 月 1 日	非常勤（琉球銀行取締役頭取）
”	山 城 正 保	令和 3 年 6 月22日	非常勤（沖縄銀行取締役頭取）
”	新 城 一 史	令和 3 年 6 月24日	非常勤（沖縄海邦銀行代表取締役頭取）
”	金 城 馨	令和元年 6 月21日	非常勤（コザ信用金庫理事長）
”	島 袋 武	令和 3 年 6 月19日	非常勤（沖縄県中小企業団体中央会会長）
”	米 須 義 明	令和 3 年 6 月19日	非常勤（沖縄県商工会連合会会長）
監 事	安次嶺 文 男	令和 3 年 4 月 1 日	常勤
”	真栄城 守	令和 3 年 4 月 1 日	非常勤（沖縄県産業振興公社事務局長）

※当期末の状況で記載しています。

(4) 事 務 所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
本 所	昭和38. 12. 26	沖縄県那覇市前島 3 丁目 1 番20号	自己所有 土地 423. 23㎡ 建物 2, 699. 67㎡
中 部 分 室	昭和51. 7. 1	沖縄県沖縄市南桃原 3 丁目22番11号	賃借 建物 52. 8㎡
北 部 連 絡 所	昭和52. 2. 1	沖縄県名護市大中 1 丁目19番24号	賃借 建物 15. 08㎡
八 重 山 連 絡 所	昭和52. 2. 1	沖縄県石垣市浜崎町1丁目1番の 4	賃借 建物 62. 73㎡
宮 古 連 絡 所	昭和56. 7. 1	沖縄県宮古島市平良字下里 1022番地 6	賃借 建物 47. 11㎡

※令和 4 年 3 月31日 中部分室、連絡所（北部、宮古、八重山）を廃止、本所へ統合

(5) 基 本 財 産

イ 基 本 財 産

(単位:千円)

区 分 \ 期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金	8, 986, 758	0	0	8, 986, 758
基 金 準 備 金	3, 790, 530	553, 564	0	4, 344, 094
		(0)		
計	12, 777, 288	553, 564	0	13, 330, 852

(注) 基金準備金の当期中増加額欄の () は、収支差額変動準備金からの振替額を内数で表したものの。

ロ 出えん金（累 計）

（単位：千円）

出えん者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体				
都 道 府 県		6,579,308	0	6,579,308
市 町 村		1,621,526	0	1,621,526
計		8,200,834	0	8,200,834
金 融 機 関				
都 市 銀 行		0	0	0
地 方 銀 行		5,032	0	5,032
第二地方銀行協会加盟行		1,373	0	1,373
信 託 銀 行		0	0	0
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		732	0	732
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		0	0	0
商工組合中央金庫		0	0	0
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		0	0	0
生 命 保 険 会 社		0	0	0
損 害 保 険 会 社		0	0	0
沖縄振興開発金融公庫		915	0	915
計		8,052	0	8,052
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		168	0	168
合 計		8,209,054	0	8,209,054

（注）信用金庫及び信用協同組合欄は、それぞれ連合会を含む。

※ 上記出えん金（累計）には、過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額2,105,000千円を含む。

八 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		17,029	0	17,029
地 方 銀 行		1,900,852	0	1,900,852
第二地方銀行協会加盟行		613,597	0	613,597
信 託 銀 行				
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		233,005	0	233,005
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		1,400	0	1,400
商工組合中央金庫		101,119	0	101,119
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		1,400	0	1,400
労 働 金 庫		300	0	300
生 命 保 険 会 社		500	0	500
損 害 保 険 会 社		10,792	0	10,792
信用漁業協同組合連合会		400	0	400
計		2,880,394	0	2,880,394
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		2,310	0	2,310
合 計		2,882,704	0	2,882,704

（注）①業者・業者団体の中には、（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出（2,310千円）が含まれている。

②信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(6) 業 務 内 容

イ 保証の種類

種 類 (制度名)		対 象
経 営 安 定 関 連	東日本大震災復興緊急保証	(1) 特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市町村をいう）内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。）第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者 (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項又は第20条第5項の規定により第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域が公示された場合において、当該公示の際現に当該区域内に事業所を有していたことについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者 (3) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定によりその住所地を管轄する市区町村長等の証明を受けたもの (4) (1) ないし (3) に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体
	経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までに掲げる事由（取引の相手方たる事業者の再生手続開始申立等若しくは事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、いわゆる不況業種として指定する業種に属する事業を行っていること、取引先金融機関の破綻等。）により経営の安定に支障を生じている中小企業者で、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた特定中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考			
						借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	その他
経営の安定 に必要な事 業資金（事 業再建に必 要な資金を 含む。）	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	10年以内 (うち据置 2年以内)	0.80 (無担保無 保証人保証 0.60)	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会		
経営の安定 に必要な事 業資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	経営安定関 連第1号～4 号、6号 0.85 経営安定関 連5・7・8 号 0.75 経営安定関 連5号 0.55	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会		

種 類 (制度名)		対 象
経 営 安 定 関 連	中小企業セーフティネット資金保証	協会の保証の対象となるものであって、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの (1) 最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高（受注高）が前年同期比で5%以上減少しているもの (2) 倒産企業等に債権を有し、その企業への取引依存度が10%以上あるもの (3) 製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない者（最近3カ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること） (4) 知事が認定する災害により被害を受けたもの (5) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号、4号、第5号及び第7号(セーフティネット保証)の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの (6) 中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの
	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金	次のいずれかの認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。 (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。） (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定
	伴走支援型特別保証制度	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること（注1） (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること（注1） ①売上高等減少率が15%以上であること ②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運 転 融資対象4 のうち設備 関係の影響 を受けたもの、融資対 象5のうち 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第3号、第 4号又は第 5号の適用 を受ける場 合及び融資 対象6は運 転、設備資 金又は運転 設備資金	30,000	7年以内 (うち据置 1年以内) 融 資 対 象 (4・5)に該 当し、中小 企業信用保 険 法 第2条 第5項 第3 号、 第4号 又は 第5号 の適用を受 ける場合及 び融資対象 6は運転7年 (うち据置 1年以内) 設 備 10年(うち 据置1年以 内)	融資対象1 から3まで 0.40%～ 0.80% 融資対象4 0.00% 融資対象5 のうちセー フティネッ ト保証4号 適用及び融 資対象6 0.00% 融資対象5 のうちセー フティネッ ト保証3号 ・5号・7号適 用 0.55%	有り (1)(2) 経営安定 関連特例 適用、危 機関連保 証適用時 (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県・連 合会 の対象と なる場 合あり	県		
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場 合は0.2%を 上乗せ		担 保 原則無担保と する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		県・連 合会	国		
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場 合は0.2%を 上乗せ		担 保 原則無担保と する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		連合会	連合会		

種 類（制度名）		対 象
経 営 安 定 関 連	新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの。 (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。） (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。）
	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた特例中小企業者
危 機 関 連	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金	次の認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第6項の規定による認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）
	伴走支援型特別保証制度	次の認定を受け、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 (3) 保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
経営の安定 に必要な事 業資金	40,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担保 原則無担保と する 保証人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		連合会 ・県	連合会 ・県		
経営の安定 に必要な事 業資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	10年以内 (うち据置 2年以内)	0.80 (無担保無 保証人保証 0.60)	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として法 人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85 ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担保 原則無担保と する 保証人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		県・連 合会	国		
経営の安定 に必要な事 業資金	40,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担保 原則無担保と する 保証人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		連合会	連合会		現要綱 (令和 4年2 月1日 改正) より削 除

種 類（制度名）		対 象
危 機 関 連	新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、次の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの。 (3) 保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）
当 座 貸 越	当座貸越根保証	＜個人事業者の場合＞ 業歴が3年以上で、かつ申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、次のいずれかに該当する者。 1. 保証協会のスコアリングで、一定基準以上である 2. 青色申告を行っており、申告所得が300万円以上で、不動産を有している 3. 青色申告を行っており、申告所得が100万円以上で、不動産等の担保提供がある ＜法人の場合＞ 業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、保証協会のスコアリングで一定基準以上である
カ ー ド ロ ー ン	事業者カードローン当座貸越根保証	＜個人事業者の場合＞ 業歴が3年以上で、かつ申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、次のいずれかに該当する者。 1. 保証協会のスコアリングで、一定基準以上である 2. 青色申告を行っており、申告所得があり、不動産を有している ＜法人の場合＞ 業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、保証協会のスコアリングで一定基準以上である。
中 堅 企 業	中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために金融機関からの円滑な資金調達に支障が生じている中堅事業者で「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
						借入金	損失補償	補 給 金		その他
			割引料率(※) 適用の有無	保証料				保険料		
経営の安定 に必要な事 業資金	40,000	10 年以内 (うち据置 5 年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乘せ		担 保 原則無担保と する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		連合会 ・ 県	連合会 ・ 県		
事 業 資 金	280,000	2 年以内	1.62～0.39	有り (1) (2)	担 保 50,000 千 円 超は必要 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以 外、保証人 は徴求しない					
事 業 資 金	20,000	2 年以内	1.62～0.39	有り (1) (2)	担 保 原 則 として 不要 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以 外、保証人 は徴求しない					
運 設 転 備	普 通 保 証 500,000 無担保保証 100,000	運 転 5 年以内 (うち、据置 1 年以内) 設 備 7 年以内 (うち据置 1 年以内)	無担保0.65 有担保0.75	有り (1)	担 保 1 億 円 超 は 原則有担保 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以 外、保証人 は徴求しない		連合会			

種 類 (制度名)		対 象
創 業 等	創業等関連保証	(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という）第2条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 法第2条第4項第1号及び第2号に掲げる次の新規中小企業者 ①事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったものに限る) ②設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る) ③設立の日以後の期間が5年未満の会社(自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したものに限る)
	創業関連保証	(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの ①事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第1号) ②事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第3号) ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第5号) (2) 法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第2号) ②事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第4号) ③中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第6号)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途		保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
							借入金	損失補償	補給金		その他
				保証料	保険料						
運設	転備	15,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.85	有り (1)	担保 不要 保証人 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			令和3 年8月 2日創 業関連 保証へ 統合
運設	転備	35,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			

資金使途		保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
							借入金	損失補償	補給金		その他
				保証料	保険料						
運設	転備	35,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			

資金使途		保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
							借入金	損失補償	補 給 金		その他
				割引料率(※) 適用の有無	保証料				保険料		
運 設	転 備	(創 業 者 支 援貸付) 20,000 (事 業 承 継 支援貸付) 80,000	10 年以内 (うち据置 1 年以内) 運 転 資 金 10年以内 (うち据置 1 年以内) 設 備 資 金 15年 以 内 (うち据置 1 年以内)	(創業者支 援貸付) 0.60 (事業承継 貸付) 0.75～0.35	有り (1)	担 保 保 原 則 と し て 徴 求 し な い 保 証 人 原 則 と し て 法 人 代 表 者 以 外、保証人 は徴求しない		県・連 合 会 の 対 象 と な る 場 合 あり	県		

種 類 (制度名)		対 象
流動資産担保融資	流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る
	事業再生保証	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者を対象とする (1) 次の①又は②のいずれかに該当する者 ①再生事件又は更正事件に係属している者 ②民事再生法（平成11年法律第225号）第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く） (2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する者 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること
	事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ①特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとするもの ②独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの
事業再生	中小企業再生支援資金融資保証	協会の保証対象業種であって、県内において3年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会（経営改善支援センター含む）又はおきなわ経営サポート会議等（以下「協議会等」という）の支援を受け、協議会等が再生・経営改善計画を適正であると決定したもの（事業再生計画実施関連保証制度に準拠）

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（６）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	200,000	1年以内	0.68	有り (1)	担保 申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する 保証人 法人代表者以外、保証人は徴求しない					
事業資金	200,000	10年以内	2.20	有り (1)(2)	担保 必要に応じて徴求する 保証人 法人代表者を除いては、原則として徴求しない		連合会			
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	3年以内	1.76 (無担保無 保証人保証 利用時 0.90)	有り (1) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて求める 保証人 法人代表者を除いては原則 として保証人は徴求しない					
運転 (既存保証 付融資の借 換も可能) 設備	80,000	15年以内 (うち据置 1年以内)	責任共有 0.50 責任共有外 0.70	有り (1)	担保 必要に応じて徴求する 保証人 原則として法人代表者 以外、保証人は徴求しない		県	県		

種	類（制度名）	対 象
事業再生	中小企業再生支援資金融資保証（新型コロナウイルス感染症対応貸付）	協会の保証対象業種であって、県内において3カ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会（経営改善支援センター含む）又はおきなわ経営サポート会議等（以下「協議会等」という）の支援を受け、協議会等が再生・経営改善計画を適正であると決定したもの（事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）に準拠）。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補 給 金		その他	
							保証料	保険料		
運 転 (既存保証 付融資の借 換も可能) 設 備	80,000	15年以内 (うち据置 5年以内)	0.00% (1)責任共有制度、 0.80%。但し、0.60% 国が補助、0.20%県が 補助。経営者保証 免除対応を適用する 場合、保証料は 0.20%上乗せとなる が、国が補助。 (2)責任共有制度対象外、 1.00%。但し、0.80% 国が補助、0.20%県が 補助。経営者保証 免除対応を適用する 場合、保証料は 0.20%上乗せとなる が、国が補助。 但し、条件 変更に伴い 追加して生 じる保証料については国の補助の対象外とする。	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。		連合会 ・ 県	連合会 ・ 県		

種	類（制度名）	対 象
事業再生	事業再生計画実施関連保証	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする 【産業競争力強化法第53条第1項に規定】 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第32条第1号に規定】 ③特定認証紛争解決手続(法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの 【施行規則第32条第2号に規定】 ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 【施行規則第32条第3号に規定】 ⑩経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
						借入金	損失補償	補 給 金		その他
			割引料率(※) 適用の有無	保証料				保険料		
事業資金	普 通 保 証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	15年以内 (うち据置 1年以内)	責任共有 0.80 責任共有外 1.00 (無担保無 保証人保 証 0.60)	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以外、保証人 は徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あ り			

種	類（制度名）	対 象
事業再生	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする 【産業競争力強化法第55条第1項に規定】 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第32条第1号に規定】 ③特定認証紛争解決手続(法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの 【施行規則第32条第2号に規定】 ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 【施行規則第32条第3号に規定】 ⑩経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たすもの (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること (3) バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人へ支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
						借入金	損失補償	補 給 金		その他
			保証料	保険料						
事業資金	普 通 保 証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	15年以内 (うち据置 1年以内)	責任共有 0.8% 責任共有外 1.0% 但し、経営 者保証免 除対応を 適用する 場合は、 それぞれ 0.2%を上 乗せ。	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の保証人は徴 求しないもの とする。また、 免除対応を適 用する場合は 法人代表者の 連帯保証を徴 求しない。		連合会	連合会		
廃業計画の 実施に必要な 事業資金	30,000	1年以内 (かつ、終 期は解散 予定日より 前)	1.90～0.45	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					

種 類 (制度名)		対 象
一括支払契約	一括支払契約保証	保証資格要件を満たす中小企業者
予約保証	予約保証	申込人が次に定めるいずれかの事由に該当する場合は、本制度の対象としないものとする (1) 同一事業の業歴が3年以上ないこと (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上ないこと (3) 中小企業信用保険法施行規則第20条に定める中小企業者（個人たる中小企業者を除く）に係る保険関係の成立後3年間における保険事故の発生率が20.7249%以上であること (4) 中小企業信用保険法施行規則第20条に定める個人たる中小企業者に係る保険関係の成立後1年間における保険事故の発生率が4.6883%超であること (5) 中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当すること
経営力強化	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする
小口	特別小口保証	県内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主とする事業者については5人)以下の会社、個人、及び医業を主たる事業とする法人にあっては常時使用する従業員の数が20人以下のもの、事業協同小組合、企業組合にあっては事業に従事する組合員の数が20人以下のもので次の要件を備えるもの ①保証委託申込の日以前1年以上県内にて同一事業をおこなっているもの ②源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかにて、保証申込の日以前の1年間に納期がきている税額を完納しているもの ③当保証制度以外の保証を受けていないもの

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	1,000,000	1年以内	2.20～0.50	有り (2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 個人保証人は 徴求しない					
事業資金	20,000 (小口零細 企業保証制 度利用時 5,000)	5年以内	1.90～ 0.60 (小口零細 企業保証 制度利用 時 2.20～0.70)	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000	運 転 5年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 7年以内 (うち据置 1年以内) 但し、保証 付の既往借 換は10年以 内 (うち据置 1年以内)	責任共有 1.75～0.45 責任共有外 2.00～0.50	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あり			
運 設 転 備	20,000	7年以内	0.90	有り (1)	担保 徴求しない 保証人 徴求しない					

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	20,000	短期運転 1年以内 運転 7年以内 (うち据置 6ヶ月以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	2.20～0.50	有り (1)(2)	担保 原則として 徴求しない 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
運設 転備	(一般貸付) 20,000 (特別小口 貸付) 20,000	運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80～0.40 (特別小口 貸付0.60)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 原則として 徴求しない (特別小口貸付 は不要) 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない (特別小口貸付 は不要)		県	県		
運設 転備	20,000	運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	1.00～0.45	有り (1)(2)	担保 原則として 徴求しない 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運設 転備業	5,000～ 20,000	運転 業 設備 5年～7年 以内 (うち据置 6ヶ月～12 ヶ月以内) ※ただし、 各市町村に より異なる	0.80～0.40	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 原則として 徴求しない 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		市町村	市町村		那覇市 外8市 町村

種 類（制度名）		対 象
長 期	長期経営資金保証	本保証の対象となる中小企業者は、沖縄県内に主たる事業所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人または会社であり、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの (2) 業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの (3) 前各号に準ずるもので、債務超過でなく、今期利益計上見込みがあり、償還能力があると認められるもの
	短期運転資金	協会の保証の対象となるもので、県内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者
季 節	短期運転資金（売掛債権担保貸付）	協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者
そ の 他	企業立地推進貸付融資保証	協会の保証対象となるものであって、国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けた者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運 設 転 備	200,000	5年以上20 年以内	1.90～0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 求める 保証人 必要に応じて 徴求する					
運 転	50,000	1年以内 (うち据置 6ヶ月以内)	1.00～0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
事業資金	30,000	1年以内	0.43	有り (1)	担保 申込人の有す る売掛債権の みを譲渡担保 として徴求す る 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
運 設 転 備	150,000	運 転 10年以内 (据置1年 以内) 設 備 15年以内 (据置3年 以内)	0.70～0.25	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		

種 類 (制度名)		対 象
そ の 他	ベンチャー支援資金融資保証	協会の保証対象業種であって、ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1. 中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を受けた者 2. 沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けた者で既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しがある者 3. 新製品、新技術等を自主開発し、沖縄県工業技術センター所長の認定を受けた者
	雇用創出促進資金融資保証	保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組むもので、次のいずれかに該当するもの 1. 新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの 2. 非正規雇用の従業員を正規雇用等(無期雇用含む)に転換しようとするもの 3. 法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けたもの 4. 次のいずれかの認定・認証を受けたもの (1) えるぼし認定 (2) くるみん認定 (3) ユースエール認定制度 (4) 沖縄県人材育成企業認証制度 (5) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証制度 (6) その他上記(1)～(2)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証
	風俗営業飲食業保証	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受ける飲食業で次の要件を満たすもの (1) 資本の額又は出資の総額が50,000千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であり飲食業を行うもの (2) 沖縄県信用保証協会の定める保証利用要件に該当するもの (3) 風営法第2条第1項第1号から第3号並びに第5号及び第6号に係る同法第3条第1項の風俗営業の許可を有するもの (4) 3年以内に風営法に基づく「指示」、「営業の停止」及び「営業の廃止」等の行政処分を受けたことがないもの (5) 食品衛生法第21条第1項の許可を有するもの (6) 風俗営業飲食業に係る事業税等の税額を完納しているもの (7) 沖縄振興開発金融公庫の融資に係る推薦状があるもの (8) 風俗営業飲食業に係る事業実績が1年以上あるもの (9) 青色申告等の実績により事業実態が確認できるもの (10) 社会的批判を受ける営業形態・実態でないもの (11) 大衆一般が日常的に容易に利用できる営業形態・実態であるもの

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運 設 転 備	30,000	運 設 転 備 7 年以内 (うち据置 1 年以内) 10 年以内 (うち据置 1 年以内)	0.75～0.35	有り (1) (2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運 設 転 備	80,000	運 設 転 備 7 年以内 (うち、据置 1 年以内) 10 年以内 (うち据置 1 年以内)	0.75～0.35	有り (1) (2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運 設 転 備 振興計画に 従って事業 を営むため に必要なも のに限る 設 備 ただし沖縄 振興開発金 融公庫の融 資対象設備 に限る	20,000 特別風俗営 業飲食業に あつては沖 縄振興開発 金融公庫の 貸付限度を 上限とする	10 年 (うち据置 6 ヶ月以内)	1.90～0.45	有り (1) (2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 必要に応じて 徴求する					

種 類（制度名）		対 象
そ の 他	組織強化育成資金保証	一般貸付 協会の保証の対象となるものであって、県内に主たる事務所を有する１年以上事業を営む協同組合等及びその構成員 セーフティーネット貸付 協会の保証の対象となるものであって、県内に主たる事務所を有する１年以上事業を営む協同組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村が認定した者
	経営振興資金保証	協会の保証の対象となる中小企業者、協同組合等で、県内において１年以上継続して同一事業を営むもの
	オキナワ型産業振興貸付融資保証	協会の保証の対象となるものであって、県内において継続して１年以上本県の地域特性を活かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し各々の要件を満たすもの (1) 健康食品産業 (2) バイオ関連産業 (3) 健康サービス業 (4) 泡盛産業 (5) 工芸産業 (6) 環境関連産業 (7) 観光産業 (8) 情報通信関連産業 (9) 沖縄国際物流ハブ活用事業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（６）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設	転備 一般貸付 1組合当たり 50,000 転貸資金 300,000 (但し1転 貸先30,000) 1組合員あ たり30,000 セーフティー ネット貸付 1組合あたり 50,000 1組合員あ たり30,000	一般貸付 運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内) セーフティー ネット貸付 運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80~0.40	有り (1)(2) 経営安定 関連特例 適用時 (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あ り	県		
運設	転備 80,000	運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
運設	転備 100,000	運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80~0.40	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		

種 類（制度名）		対 象
そ の 他	資金繰り円滑化借換資金融資保証制度	協会の保証の対象となるものであって、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの (1) 沖縄県信用保証協会の保証付き融資（複数債務の場合は合算）を借り換えるもの (2) 借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用につき市町村長から認定を受けたもの又は第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの。
	借換保証	緊急保証の借換え ① 原材料価格高騰対応等緊急保証、緊急保証、景気対応緊急保証に係る既往借入金の残高があること ② 経営安定関連保証を利用する場合は、緊急保証に係る既往借入金の残高があること、また適切な事業計画を有していること ③ 経営安定関連保証を利用する場合は中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有すること
		一般保証、経営安定関連保証（セーフティネット保証）又は中小企業金融安定化特別保証（特別保証）の借換え ① 一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）、中小企業金融安定化特別保証に係る既往の借入金の残高があること ② 経営安定関連保証を利用する場合は、一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）、中小企業金融安定化特別保証（特別保証）に係る既往借入金の残高があること、また適切な事業計画を有していること ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村の認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有すること
		条件変更改善型借換保証による借換え ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第2項の認定経営革新等支援機関をいう以下同じ）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
		上記以外については、利用する各制度の要綱の定めるところによる

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運 転 設 備	50,000	運転・設備 10 年 以 内 (据置6ヶ 月以内)	1.00～0.45	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県・連 合会 の対 象と なる 場 合あり	県		
原材料価格 高騰対応等 緊急保証、 緊急保証、 景気対応緊 急保証に係 る既往借入 金の借換え	個人・法人 280,000 組 合 480,000 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第6号の認 定の場合 個人・法人 380,000 組 合 480,000	原則として 10 年 以 内 (据置1年 以内)	1.90～0.45 (経 営 安 定 関 保 証 に よる 借 換 0.55、0.75、 0.85)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険と制 度により 異なる	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 必要に応じて 徴求する		連合会 の対 象と なる 場 合あり			
							連合会 の対 象と なる 場 合あり			
							連合会 の対 象と なる 場 合あり			
一般保証、 経営安定関 連保証 (セーフティ ネット保証) 又は中小企 業金融安定 化特別保証 (特別保証) の借換え	個人・法人 280,000 組 合 480,000 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第6号の認 定の場合 個人・法人 380,000 組 合 480,000	原則として 10 年 以 内 (据置1年 以内)								
保証付きの 既往借入金 の返済資金 のほか、事 業計画の内 容 に 応 じ て、当該返 済資金以外 の事業資金 (新規の融 資分)	個人・法人 280,000 組 合 480,000 業務方法書 例第1の三 以下に規定 する保証は 除く	15 年 (据置期間 1年以内)								

種 類 (制度名)		対 象
そ の 他	下請振興関連保証	親事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者であって主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する者
	新事業分野進出資金融資保証	協会の保証の対象となるものであって、県内において3年以上(多角化を目的とする場合は1年以上)同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出(事業転換・多角化)を行うもの 1. 現在の事業を縮小(廃止を含む)し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6ヶ月を経過していない者を含む)において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の1/2以上を占めることが見込まれる者 2. 多角化を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6ヶ月を経過していない者を含む)において新たに開始する事業の売上高が1/4以上を占めることが見込まれる者
	農商工等連携事業関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「法」という)第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施するもの

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
承認計画に従って行う振興事業に必要な資金	200,000	1年以内	0.56	有り (1)	担保親事業者に対して有する売掛債権のみを譲渡担保として徴求する 保証人法人代表者以外、保証人は徴求しない					
運設 転備	事業転換の場合100,000 多角化の場合70,000	運 転 7年以内 (うち、据置1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.75～0.35	有り (1)(2)	担保必要に応じて徴求する 保証人原則として法人代表者以外、保証人は徴求しない		県	県		
運設 転備	普通保証200,000 (組合等400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証20,000 新事業開拓保証400,000 (組合等600,000) 流動資産担保保証200,000 海外投資関係保証400,000 (組合等600,000) 新事業開拓保証は一般分、その他特例分含む流動資産担保保証の貸越(貸付)債権の保証割合は8割とする	運 転 5年以内 (うち据置1年以内) 設 備 7年以内 (うち据置1年以内)	1.15～0.68 (無担保無保証人保証0.60)	有り (1)(2) ただし、利用する保険と制度により異なる	担保8,000万円超は、原則有担保とする。ただし、流動資産担保保証を利用する場合は、金額にかかわらず、流動資産のみを担保として徴求するものとする 保証人原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。なお、流動資産担保保証を利用する場合には、法人代表者を除いては、保証人を徴求しない					

種 類 (制度名)		対 象
そ の 他	経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた者
	特定経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者
	経営承継準備関連保証	次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者を対象とする。 (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「法」という。)第12条第1項第1号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。 (2) 個人である中小企業者であって、法第12条第1項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 (3) 会社である中小企業者であって、法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。
	特定経営承継準備関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
						借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設	転備 普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.90～0.45 (無担保無 保証人保証 0.90)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 法人代表者 以外は、原則 として保証人 を徴求しない					
運設	転備 普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.90～0.45 (無担保無 保証人保証 0.90)	有り (2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として認 定中小企業者 以外、保証人 は徴求しない					
運設	転備 普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.90～0.45 (無担保無 保証人保証 0.90)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 会社の代表者 又は他の中小 企業者(会社 に限る)以外 の保証人は徴 求しない。但 し、別途申込 人資格要件を 満たす者とし て申し込む際 には、保証人 は徴求しない。					
運設	転備 普通保証 200,000 無担保保証 80,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.15	有り (2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 他の中小企業 者(会社に限 る)以外の保 証人は徴求し ない					

種 類 (制度名)	対 象
経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条ノ11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)を対象とする。 (1) 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ① 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 ② 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 ア. 資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が10倍以内であること ③ 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。 (2) 信用保証協会への申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていると。 (3) 信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。
事業承継特別保証制度	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率 $= (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$
事業承継サポート保証	以下の全ての要件を満たすこと (1) 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること (2) 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること (3) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること (4) 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること (5) 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
						借入金	損失補償	補 給 金		その他
			割引料率(※) 適用の有無	保証料				保険料		
借 換 資 金	普 通 保 証 200,000 無担保保証 80,000 特別小口保 20,000	一 括 返 済 1 年以内 分 割 返 済 10 年 以 内 (う ち 据 置 期 間 1 年 以 内)	0.45%~1.90% (無担保無 保証人保証 は各協会の 定めるところ の料率に 準ずる) 別途料率適 用基準有り。	有 り (1) (2) ただし特 別料率表 の料率適 応の際は 対象外	担 保 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 徴求しない		連 合 会 の 対 象 と なる 場 合 あり			
事 業 資 金 既存のブ ロパー借入 金(個人保 証あり)の 本制度による 借り換え も可能 (ただし、一 定の期間内 に事業承継 を実施した 法人に対し ては、事業 承継前の借 入金に係る 借換資金に 限る)	普 通 保 証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000	一括返済の 場合 1 年以内 分割返済の 場合 10年以内 (据置期間 は 1 年 以 内)	1.90~0.45 ※経営者保 証コーディネ ーターによる 確認を受けた 場合 1.15 ~ 0.20	有 り (1) (2) ただし特 別料率表 の料率適 応の際は 対象外	担 保 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 徴求しない		連 合 会 の 対 象 と なる 場 合 あり			
後継者への 事業承継を 目的とした 事業承継計 画の実地に 必要な資金	普 通 保 証 200,000 無担保保証 80,000	15年以内 (うち据置 2 年以内)	1.15	有 り (2)	担 保 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					

種 類（制度名）		対 象
そ の 他	経営革新関連保証	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施するもの
	異分野連携新事業分野開拓関連保証	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する異分野連携新事業分野開拓計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を実施するもの

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途		保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
							借入金	損失補償	補給金		その他
				保証料	保険料						
運設	転備	保証限度額 880,000 (組合等の 場合、 1,680,000 普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000 新事業開拓 保証300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000) 組合等 1,680,000 新事業開拓 保証は一般 分、その他 特例分含む 海外投資関 係保証は一 般分、その他 特例分含む	運 転 資 金 5 年 以 内 (据置期間 1 年) 設 備 資 金 7 年 以 内 (据置期間 1 年)	0.85 (無担保無 保証人保証 0.60	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求すること とする 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
運設	転備	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000 新事業開拓 保証400,000 (組合等 600,000) 流動資産担 保 保証200,000 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000)	運 転 5 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内)	普通保証・ 無担保保証 0.85 無担保無保 証 人 保 証 0.60 新事業開拓 保証 1.15 流動資産担 保保証 0.68	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険と制 度により 異なる	担 保 8,000万 円 超 は、原則有担 保とする。た だし、流動資 産担保保証を 利用する場 合は、金額にか かわらず、流 動資産のみを 担保として徴 求する 保 証 人 原則として法 人代表者以 外の連帯保証 人は不要とす る。なお、流動 資産担保保証 を利用する場 合には、法人 代表者を除い ては、保証人 を徴求しない					

種 類 (制度名)		対 象
そ の 他	地域経済牽引事業関連保証	中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者としての資格及び法第2条3項に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるものであって、法第13条第1項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って地域経済牽引事業を行うもの
	特例地域経済牽引事業関連保証	次のいずれかに該当する中小企業者が対象となる。 (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第3項各号に規定する中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの。 (2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。 ①法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画(次のア. からウ. までに掲げる事項の記載があるものに限る。)を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第3項各号に規定する中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの。 ア. 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称。 イ. 事業承継等の内容及び実施時期。 ウ. 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。 a. 資産超過であること。 b. $\text{EBITDA有利子負債倍率}((\text{借入金} + \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}))$ が10倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。
	地域経済牽引支援関連保証	主務大臣の承認を受けた連携支援計画(変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認連携支援計画」という。)に従って連携支援事業を行う地域経済牽引支援機関である一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
地域経済牽引事業を行うために必要な資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000	運 転 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 10 年 以 内 (据置期間 1 年以内)	0.85 無担保無保証人 0.60	有り (1)	担 保 8,000万 円 超 は、原則有担保とする。 保 証 人 原則として法人代表者以外、 連帯保証人は 徴求しない					
承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業、事業承継等を行うために必要な資金。	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 組合等の場合 480,000	各信用保証協会所定	1.90～0.45	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法人代表者以外 徴求しないこととする。但し、別途基準に該当する場合には徴求しない。					
承認連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施に必要な資金	普通保証 200,000 無担保保証 80,000	運 転 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 10 年 以 内 (据置期間 1 年以内)	1.15	有り (1)(2)	担 保 8,000万 円 超 は、原則有担保とする。 保 証 人 原則として法人代表者以外、 連帯保証人は 徴求しない					

種 類 (制度名)		対 象
そ の 他	先端設備等導入関連保証	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格及び中小企業者等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるものであって、法第40条の規定に基づき特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備導入を行うもの
	伴走支援型特別保証制度	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
	経営力向上関連保証制度	次のいずれかに該当する中小企業者が対象となる。 (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。 (2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。 ①法第17条第1項に規定する経営力向上計画（認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。 ア. 資産超過であること。 イ. EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること。 ②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「（6）業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
認定先端設備導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証 20,000	運 転 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 10 年 以 内 (据置期間 1 年以内)	0.80 無担保無保証人 0.60	有り (1) ただし、 利用する 保険により異なる	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
経営の安定に必要な事業資金	60,000	10 年 以 内 (うち据置 5 年以内)	0.85% ただし、 経営者保証 免除対応を 適用する場 合は0.2%を 上乘せ		担保 原則無担保と する 保証人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		連合会	連合会		
運 転 設 備 左 記(1)の 場合 認定経営力 向上計画に 従って行わ れる経営力 向上に係る 事業のうち 新事業活動 の実施に必 要となる設 備資金及び 運転資金。 左 記(2)の 場合 認定経営力 向上計画に 従って行わ れる事業承 継等に必要 な資金。	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証 証人保証 20,000 新事業開拓 保証 300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000)	運 転 5 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内)	普通保証・ 無担保保証 0.8 無担保無保証 証人保証 0.6 新事業開拓 保証 1.25 海外投資関 係保証 1.25	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険により異なる	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない。 但し、左 記(2)に該当 する場合には、 徴求しない。					

種 類 (制度名)		対 象
そ の 他	財務要件型無保証人保証制度	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20パーセント以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20パーセント以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が15パーセント以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること
社 債 引 受 保 証	中小企業特定社債保証	県内で事業を営む法人で、純資産額が5千万円以上あり、保証協会の定めた資格要件に該当するもの
根 保 証	根保証	保証資格要件を満たす中小企業者

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担 保 又 は 保 証 人 の 保 証 の 徴 求	備 考				
						借入金	損失補償	補 給 金		その他
			保証料					保険料		
事 業 資 金	普通保証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000	分 割 返 済 運 転 7 年以内 (据置期間 1 年以内) 設 備 10 年以内 (据置期間 1 年以内) 運 転 設 備 10 年以内 (据置期間 1 年以内) 一括返済 2 年以内 (個別保証) 1 年以内 (根保証)	1.90～0.45	有り (1) (2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保証人は徴求 しない					
事 業 資 金	450,000 但し、経営 安定関連保 証を除く普 通保証、無 担保保証の 合計で5億 円を限度と する	7 年以内	1.90～0.45	有り (1) (2)	担 保 2 億円超は原 則有担保 保 証 人 共 同 保 証 人 以 外 の 保 証 人 は、徴求し ない					
運 転	個人・法人 200,000 組合 400,000	1 年以内	1.90～0.45	有り (1) (2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原 則 として 法 人 代 表 者 以 外、保証人 は徴求しない					

□ 保証料率等

(単位:年率%)

料 率 区 分	基 本	特 別		平均	備 考
		最高	最低		
保 証 料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% 但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1) 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2) 担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。	2.20	0.19	0.97	
調 査 料	—	—	—	—	
延滞保証料	—	—	—	—	
損 害 金	14.00	14.00		—	

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載。

※上記 (1) 会計参与設置会社に対する割引については、一括支払契約保証を除く。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	4,170	64,075
保 証 申 込 取 消	507	7,963
保 証 承 諾	4,365	67,513
保 証 後 取 消	96	1,353
償 還	2,891	58,018
保 証 債 務	22,145 (1,562)	300,516 (13,972)
所 定 期 限 経 過 債 務	2 (△ 1)	50 (△ 23)
代 位 弁 済	148	1,871
回 収	11	84
求 償 権 償 却	102	1,046
求 償 権	104 (35)	1,110 (751)

(注) () 内は前期末残高との比較。

口 保 証 承 諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	10	309
地 方 銀 行	3, 171	49, 818
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	961	14, 311
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	206	2, 891
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	6	39
商 工 組 合 中 央 金 庫	11	145
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	4, 365	67, 513

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(口) 金額別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
100 万円以下	160	137
100万円超 200万円以下	319	561
200万円超 300万円以下	382	1,082
300万円超 500万円以下	620	2,788
500万円超 1,000万円以下	1,007	8,414
1,000万円超 1,500万円以下	402	5,406
1,500万円超 2,000万円以下	564	10,952
2,000万円超 3,000万円以下	419	11,608
3,000万円超 5,000万円以下	290	11,959
5,000万円超 6,000万円以下	134	7,941
6,000万円超 7,000万円以下	11	733
7,000万円超 8,000万円以下	35	2,798
8,000万円超 1 億円以下	5	461
1 億円超 2 億円以下	17	2,674
2 億円超 3 億円以下	0	0
3 億円超 4 億円以下	0	0
4 億円超 5 億円以下	0	0
5 億円超	0	0
計	4,365	67,513

(ハ) 期間別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
3 月以内	115	1, 912
3 月超 6 月以内	276	4, 133
6 月超 1 年以内	863	18, 375
1 年超 2 年以内	39	455
2 年超 3 年以内	43	221
3 年超 4 年以内	27	85
4 年超 5 年以内	189	1, 433
5 年超 7 年以内	1, 009	9, 303
7 年超 10 年以内	1, 757	29, 777
10 年超	47	1, 819
計	4, 365	67, 513

(二) 資金使途別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	316	4, 313
運 転 資 金	4, 049	63, 200
そ の 他	0	0
計	4, 365	67, 513

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	1, 243	24, 730
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	1, 393	21, 358
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	146	4, 116
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	7	182
力 ー ド ロ ー ン	11	100
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	495	3, 294
流 動 資 産 担 保 融 資	8	654
事 業 再 生	26	913
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	309	1, 757
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	359	4, 940
手 形 割 引	1	20
そ の 他	367	5, 448
計	3, 122	42, 784
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	4, 365	67, 513
追 認	0	0
根 保 証	210	5, 232

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位:百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		4,365	67,513
支 所			
計		4,365	67,513

ハ 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位:千円)

保証承諾年度 \ 区分	件 数	金 額
令和3年度	4	39,758
令和2年度	52	799,012
令和元年度	26	343,790
平成30年度	24	338,152
平成29年度	9	67,583
平成28年度	11	104,172
平成27年度以前	22	189,344
計	148	1,881,812

(口) 金融機関別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	105	1,484,904
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	36	359,069
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	6	24,721
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	0	0
商 工 組 合 中 央 金 庫	1	13,118
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	148	1,881,812

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫の欄には、それぞれの連合会を含む。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	41	485, 783
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	37	505, 542
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	4	145, 283
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
力 ー ド ロ ー ン	0	0
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	10	31, 542
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	12	49, 680
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	3	38, 498
手 形 割 引	0	0
そ の 他	41	625, 485
計	107	1, 396, 029
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	148	1, 881, 812
追 認	0	0
根 保 証	2	35, 030

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位:千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
令和3年度		0	0
令和2年度		0	66
令和元年度		1	2,632
平成30年度		2	51,653
平成29年度		2	28,013
平成28年度		1	23,823
平成27年度		1	42,018
平成26年度		1	9,815
平成25年度		5	52,068
平成24年度		1	7,372
平成23年度		149	1,015,970
計		163	1,233,430

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位:千円)

代位弁済年度	区 分	件 数	金 額
令和3年度		2	48,050
令和2年度		4	82,011
令和元年度		5	59,725
平成30年度		6	66,639
平成29年度		0	9,198
平成28年度		2	17,882
平成27年度		3	6,925
平成26年度		0	7,590
平成25年度		3	27,998
平成24年度		5	111,295
平成23年度以前		133	796,117
計		163	1,233,430

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	
構 成 総 額	0
出 資 額	0

2. 収支計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3, 441, 407, 559
保 証 料	2, 916, 976, 676
預 け 金 利 息	944, 603
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	79, 808, 990
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 金	41, 574, 302
事 務 補 助 金	4, 328, 000
責 任 共 有 負 担 金	373, 538, 000
雑 収 入	24, 236, 988
経 常 支 出	2, 209, 311, 160
業 務 費	740, 489, 293
役 職 員 給 与	389, 854, 311
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	39, 664, 780
そ の 他 の 人 件 費	95, 438, 057
旅 費	449, 400
事 務 費	107, 594, 475
賃 借 料	31, 939, 959
動 産 ・ 不 動 産 償 却	9, 445, 971
信 用 調 査 費	3, 297, 735
債 権 管 理 費	47, 364, 185
指 導 普 及 費	6, 695, 622
負 担 金	8, 744, 798
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1, 341, 117, 751
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	123, 544, 531
雑 支 出	4, 159, 585
経 常 収 支 差 額	1, 232, 096, 399
経 常 外 収 入	2, 978, 253, 139
償 却 求 償 権 回 収 金	218, 858, 410
責 任 準 備 金 戻 入	1, 726, 642, 214
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	133, 493, 549
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	899, 258, 966
保 険 金	845, 531, 983
損 失 補 償 補 て ん 金	53, 726, 983
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	3, 116, 785, 753
求 償 権 償 却	1, 037, 623, 754
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	0
退 職 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1, 808, 135, 836
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	271, 026, 161
そ の 他 支 出	2
経 常 外 収 支 差 額	△ 138, 532, 614
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1, 093, 563, 785
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	540, 000, 000
基 本 財 産 繰 入 額	553, 563, 785

3. 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	403,003	基 本 財 産	13,330,851,892
現 金	403,003	基 金	8,986,758,041
小 切 手	0	基 金 準 備 金	4,344,093,851
預 け 金	15,366,913,402	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,409,063,933
普 通 預 金	12,527,236,374	責 任 準 備 金	1,808,135,836
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	271,026,161
定 期 預 金	2,800,000,000	退 職 給 与 引 当 金	549,495,486
郵 便 貯 金	39,677,028	損 失 補 償 金	6,327,515,066
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	300,516,089,180
有 価 証 券	10,255,092,223	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	6,952,835,643	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	3,299,256,580	借 入 金	0
株 式	3,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	242,126,537	雑 勘 定	10,395,116,965
事 業 用 不 動 産	231,406,845	仮 受 金	2,609,561
事 業 用 動 産	10,719,692	保 険 納 付 金	86,473,864
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	5,648,998
損 失 補 償 金 見 返	6,327,515,066	未 経 過 保 証 料	10,292,230,142
保 証 債 務 見 返	300,516,089,180	未 払 保 険 料	883,659
求 償 権	1,109,632,377	未 払 費 用	7,270,741
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	789,522,731		
仮 払 金	1,559,123		
保 証 金	32,660,000		
厚 生 基 金	160,883,880		
連 合 会 勘 定	808,109		
未 収 利 息	9,641,087		
未 経 過 保 険 料	583,970,532		
制度改革促進基金造成資金	0		
合 計	334,607,294,519	合 計	334,607,294,519

4. 財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	403,003	責 任 準 備 金	1,808,135,836
預 け 金	15,366,913,402	求償権償却準備金	271,026,161
金 銭 信 託	0	退職給与引当金	549,495,486
有 価 証 券	10,255,092,223	損 失 補 償 金	6,327,515,066
その他有価証券	0	保 証 債 務	300,516,089,180
動 産 ・ 不 動 産	242,126,537	求償権補てん金	0
損失補償金見返	6,327,515,066	借 入 金	0
保証債務見返	300,516,089,180	雑 勘 定	10,395,116,965
求 償 権	1,109,632,377		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	789,522,731		
合 計	334,607,294,519	合 計	319,867,378,694
		正 味 財 産	14,739,915,825